

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)
地域名 (地域内農業集落名)	滝田地区 (増間集落・上滝田集落・下滝田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南房総市のほぼ中央部に位置しており、御霊堰、及び二級河川平久里川を水源としている。主な生産作物は水稻、食用ナバナ等露地野菜、飼料作物を作付けしている。農地の利用状況は概ね良好であるが、遊休農地が散見され始め、高齢化により後継者・担い手不足に陥る懸念がある。

#### 【地域の基礎的データ】

269戸(農業委員会農地台帳)・担い手農業者 7件(うち法人 5件)

主な作物:水稻、食用ナバナ等露地野菜、飼料作物

中間管理事業 2.9ha 基盤法利用権 30.1ha 農地法3条 1.3ha (農振地域内のみの面積)

認定農業者、認定新規就農者経営面積 11.7ha (農振地域内のみの面積)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

一部では有機、減農薬の環境保全型農業を行っており、集落協定により中山間地域等直接支払い制度も活用している。水稻や地域の特産品である食用ナバナ等露地野菜、飼料作物を主要作物として推進し、地域内で営農する多様な経営形態の担い手へ集積・集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	222 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、将来的には多様な経営形態の担い手の作目に適したほ場の分散錯圃の解消、エリア設定も含め農地集約を図るため協議調整を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、水源確保、畦畔除去、汎用化、農道整備等多様な農業の参画を見据えた耕作条件向上のため土地改良事業による整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手による農業経営が多く作業受委託は少数であるが、(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、草刈り等及び地域で立ち上げた三芳飼料生産組合の収穫作業等のコントラクター事業を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・ハクビシン等による被害があり、獣害対策は地域全体で取り組みを考える必要がある。
- ②以前から有機栽培に取り組んでるグループがあり、環境保全型農業に引き続き取り組む。
- ③効率化のため、ドローンによる防除等のスマート農業を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払い制度を活用しながら農地の保全に取り組む。
- ⑨飼料作物の自給率向上、堆肥のほ場への還元と、資源循環・耕畜連携に引き続き取り組む。